

事 務 連 絡  
平成 25 年 3 月 18 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防用設備等に係る執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、一般社団法人全国消防機器協会に対しても通知していることを念のため申し添えます。

総務省消防庁予防課設備係 担当：竹本、尾上、河口 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

## 別添

問1 スプリンクラー設備の設置について、「流水検知装置の技術上の規格を定める省令」(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けた予作動式流水検知装置のうち、流水検知装置の弁体の二次側を大気圧より低い(以下「負圧」という。)状態で火災を監視し、火災時には、自動火災報知設備の感知器又はスプリンクラー設備専用の感知器の信号により、流水検知装置の弁体が開放され、二次側に加圧水等が流入する構造のものを用いる場合、二次側が負圧状態であることに鑑み、次に掲げる事項に適合することを確認する必要があると考えるが、いかがか。

- (1) 負圧の状態で使用できる配管継手、閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用すること。
- (2) 流水検知装置の弁体の開放に係る要件等、型式承認時に認められた範囲内において使用すること。
- (3) 閉鎖型スプリンクラーヘッドが破損する等の原因で、流水検知装置の二次側配管内の圧力に異常が発生した場合に音響等で異常を知らせる措置を講ずること。

(答)

お見込みのとおり。

なお、一般社団法人日本消火装置工業会では、設問にある流水検知装置を用いたスプリンクラー設備に設けられる閉鎖型スプリンクラーヘッドについて、当該工業会が実施する試験により、負圧環境下での閉鎖機能が確保され、かつ、異常開放時の検知が可能であることが確認された閉鎖型スプリンクラーヘッドの型式番号等を当該工業会のホームページ(URL:<http://shosoko.or.jp/>)に掲載する予定としていることから、参考とされたい。

問2 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご(以下「ハッチ用つり下げはしご」という。)は、消防法施行令(以下「令」という。)第36条の2第1項第11号(消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備)の「金属製避難はしご(固定式のものに限る。)」に該当し、着工届を提出する必要があるか。

(答)

お見込みのとおり。

令第36条の2の趣旨は、金属製避難はしご等の工事整備対象設備等の設置工事又は整備の際に不備欠陥があれば、十分な機能を発揮することができず、かえってその効用を信頼したがために不慮の災害を招くことが予想されるため、当該設備等の完全な機能確保の観点から消防設備士の独占業務とされている。このうち、金属製避難はしごについては、固定式のものに限られ、取付金具の設置工事が消防設備士の独占業務とされている(昭和41年5月6日付け自消乙予発第7号)。

ハッチ用つり下げはしごの避難器具用ハッチは、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第2号）第2第8号において、金属製避難はしごを格納することができる取付け具であるとされており、ハッチ用つり下げはしごは避難器具用ハッチを建築物に固定して設置される。

令第36条の2において、金属製避難はしごの固定式のものに限って、消防設備士が工事を行うこととされていることは、はしごを取り付ける部分に不具合があれば事故が発生する危険性があることから、当該部分の金具等の設置は、知識、技能を有する消防設備士が行い、その安全性を確保するためである。

以上のことから、ハッチ用つり下げはしごは、建築物に固定して設置されるものであり、かつ、金属製避難はしごを取り付ける避難器具用ハッチ（取付金具を含むもの。）を建築物に固定する工事が適正に行われる必要があることから、消防設備士が行わなければならない工事に該当するものである（令第36条の2第1項第11号の「固定式のもの」とは、消防法施行規則第27条第1項第4号に規定する「固定はしご」及び金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令第2条に規定する「固定はしご」のみを示すものではなく、使用形態等を踏まえた広義のものと解される。）。

問3 蓄光式誘導標識が発光した際の色彩について、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）において誘導灯及び誘導標識の表示面の色彩は緑色及び白色と規定されており、JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）Z 9103において非常口の位置及び方向を示す標識の安全色を緑色及びその対比色を白色とされていることに鑑みれば、緑色とすることが適切と考えるが、いかがか。

この場合において、黄緑色や青緑色等も概ね緑色と考えて差し支えないか。

（答）

お見込みのとおり。

問4 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）第3に掲げる階層、規模の要件に該当しない防火対象物に、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）に従いパッケージ型自動消火設備を設置した場合、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所で、消防法施行規則第13条第3項に掲げる部分に、13号告示第3ただし書により、補助散水栓の代替としてパッケージ型消火設備を設置してよいか。

（答）

差し支えない。

なお、パッケージ型消火設備の設置にあたっては、12号告示に規定される技術基準のうち、第3に掲げる規定以外の基準に適合する必要があることを念のため申し添える。

問5 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等である加圧防排煙設備については、「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成21年総務省令第88号)及び「加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成21年消防庁告示第16号)においてその設置及び維持に関する技術上の基準が規定されているところであるが、これらの技術上の基準の全部又は一部に適合しない場合に、同等の防火安全性能を有することが確認されれば、消防法施行令第32条を適用すること、又は特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けることにより、排煙設備の代替として当該設備を設置することは可能と考えてよいか。

(答)

差し支えない。

なお、加圧防排煙設備に係る技術上の基準について、(財)日本消防設備安全センターより「加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン」(URL: <http://www.fesc.or.jp/04/pdf/guideline-1212.pdf>) が示されているので、参考とされたい。